ハム類の認証基準

(適用の範囲)

第1 この基準は、栃木県内で生産された豚肉を用い、県内の加工施設で製造されたボンレスハム、ロースハム、骨付きハム、ショルダーハム及びラックスハム(以下「ハム類」という。)に適用する。

(定義)

第2 この基準において「ハム類」とは、「ハム類の日本農林規格」(昭和56年8月21日農林水産 省告示第1260号)第2条の定義に適合するものであること。

(品質及び品質表示)

第3 ハム類の品質及び表示の基準は、「食品表示法」(平成25年6月28日法律第70号)の食品表示 基準及び「ハム類の日本農林規格」(昭和56年8月21日農林水産省告示第1260号)の品質基準等、 食品の品質・表示に関する法令の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。

		区分	基準
		原料肉	次に掲げる以外のものを使用していないこと。
			1 ボンレスハムについては、栃木県内で生産された豚のもも肉
			2 ロースハムについては、栃木県内で生産された豚のロース肉
	原		3 骨付きハムについては、栃木県内で生産された豚のもも肉(骨
			付きのものに限る)
品			4 ショルダーハムについては、栃木県内で生産された豚の肩肉
			5 ラックスハムについては、栃木県内で生産された豚の肩肉、
	材		ロース肉、又はもも肉
		原料肉及び	次に掲げる以外のものを使用していないこと。
質		食品添加物	1 調味料
		以外の原材	食塩、糖類その他調味料として使用するもの
		料	2 香辛料
	料	食品添加物	次に掲げる以外のものを使用していないこと。
			「ハム類の日本農林規格」第4条の基準に適合するもの。

(関係法令の遵守)

第4 ハム類の製造、表示にあたっては、第3の定めるほか、関係法令を遵守すること。

附則

この基準は、平成13年 2月15日から適用する。

この基準は、平成13年 6月29日から適用する。

この基準は、平成14年 8月12日から適用する。

この基準は、平成15年 6月 2日から適用する。

この基準は、平成22年 9月 1日から適用する。

この基準は、平成27年 4月 1日から適用する。